

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 10 日

住 所 神戸市長田区御屋敷通 3 丁目 1 番 1 号

事業者名 山陽タクシー株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉 田 育 朗

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項 保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 ① 新人乗務員にユニバーサルドライバー研修を受講させる。 ② ユニバーサルデザインタクシーの実車教育を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	2025 年度は 8 台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	・車椅子を使用したまま乗車可能なスロープ、車内で車椅子を固定できるベルトを設備する。 ・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員に対し、車椅子利用者のスロープ設置等、乗降支援の実技研修を定期的実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員はすべてユニバーサルドライバー研修を受講する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの 情報提供	自社ホームページにおいて、ユニバーサルデザインタクシーの保有状況を開示する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
- 乗務員研修 - 車いす用スロープ設置の実技研修	- ユニバーサルデザインタクシーの乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。(予定：16名) - ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子利用者のためのスロープ設置等、乗降支援の実技研修を定期的実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの 情報提供	自社ホームページにおいて、高齢者、障害者等設備に関する情報を開示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの参考にする。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ユニバーサルデザインタクシー	保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、2026年度には電気自動車・乗合タクシー・貸切用途車両を除き全ての車両を置換える予定だったが、置換えの終了年度を定めないこととした。	国の補助が縮小されたため。

V 計画書の公表方法

自社ホームページにおいて公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。